

平成29年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画モデル事業に係る基礎的調査検討業務 (佐賀県東部地区)

モデル事業の目的

鳥栖市・上峰町・みやき町・神崎市・吉野ヶ里町の2市3町は、平成30年1月に佐賀県東部環境施設組合を設置し、5市町における一般廃棄物の共同処理に向けて準備を進めている。このような中、災害発生時において、5市町の連携を図るための統一的な災害廃棄物処理計画策定を視野に入れた基礎的情報の整理を行うとともに、計画策定に必要な各市町と組合の実効的な役割分担について検討、整理した。

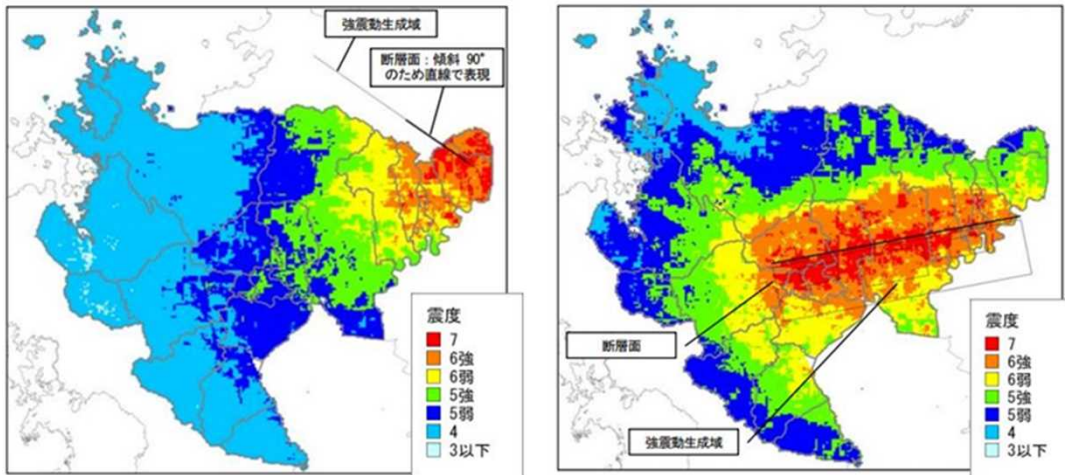
モデル事業の対象

発生量の推計

災害廃棄物処理に必要な検討項目と市町の役割

被害想定

本地区では「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠 - 小笠木峠断層帯」における地震災害を想定した。



日向峠-小笠木峠断層帯（左）、佐賀平野北縁断層帯（右）における震度分布図

災害廃棄物発生量の推計

佐賀県地震被害等予測調査結果に基づいて本地区の災害廃棄物発生量を推計し、表5に表わす。一方で、南海トラフ地震等による津波の影響は、佐賀県においてはわずかであると評価されていることから、津波堆積物については、検討の対象とはしなかった。

地震災害による各市町の災害廃棄物の種類別発生量

区分		構成割合	鳥栖市 (万t)	神崎市 (万t)	吉野ヶ里町 (万t)	上峰町 (万t)	みやき町 (万t)	合計 (万t)
佐賀平野北縁断層帯	災害廃棄物量		-	37	12	12	25	86
	可燃物	18.0%	-	6.7	2.2	2.2	4.5	15.6
	不燃物	18.0%	-	6.7	2.2	2.2	4.5	15.6
	コンクリートがら等	52.0%	-	19.2	6.2	6.2	13.0	44.6
	金属	6.6%	-	2.4	0.8	0.8	1.7	5.7
	柱角柱	5.4%	-	2.0	0.6	0.6	1.3	4.5
日向峠-小笠木峠断層帯	災害廃棄物量		75	-	-	-	13	88
	可燃物	18.0%	13.5	-	-	-	2.3	15.8
	不燃物	18.0%	13.5	-	-	-	2.3	15.8
	コンクリートがら等	52.0%	39.0	-	-	-	6.8	45.8
	金属	6.6%	5.0	-	-	-	0.9	5.9
	柱角柱	5.4%	4.0	-	-	-	0.7	4.7

災害廃棄物処理に必要な検討項目と市町の役割

「平時」、「緊急対応時」、「復旧・復興時」の各段階において、本地区が支援を受ける立場あるいは支援を行う立場となることを想定して、災害廃棄物処理に関する検討項目を整理した。

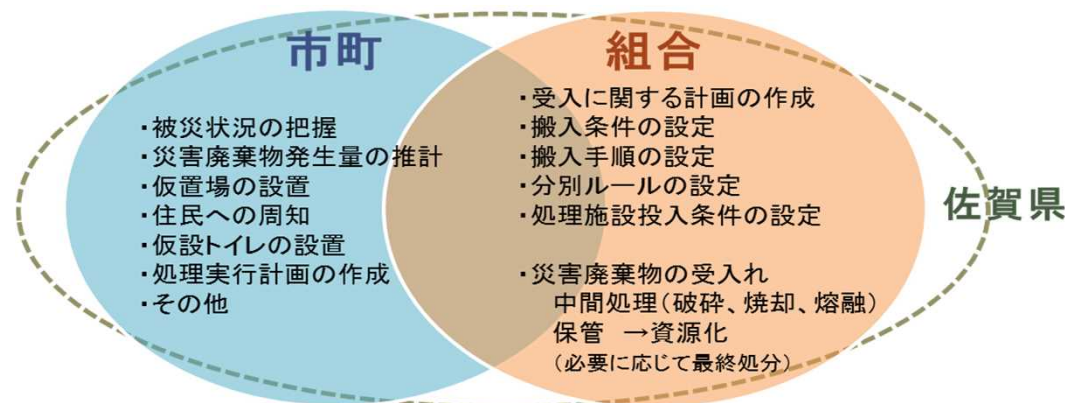
災害廃棄物処理に関する検討項目

災害廃棄物処理	平時	緊急対応時	復旧・復興等
被災した立場	<ul style="list-style-type: none"> ・処理最前線として具体性のある計画（施設のBCP、収集運搬体制等） ・組織体制の検討（明確な役割分担） ・教育、訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・実行計画の策定 ・初動体制、状況把握、災害対応、財政管理等 ・佐賀県及び隣接する地方公共団体、民間事業者団体への支援要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・復旧、復興計画と合わせた処理・再資源化 ・他の地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等
支援する立場	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対策に関する計画（組織・人員・機材等） ・支援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に必要な情報収集、支援の実施 ・災害対策経験者等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に必要な情報収集、支援の実施 ・長期支援の実施検討

本地区では現在、鳥栖・三養基西部熔融資源化センター（ガス化溶融炉）と脊振広域クリーンセンター（ストーカ炉）が稼働しており、市町の災害廃棄物の処理・処分は組合が担うことになる。

2ヶ所の既存施設は処理方式が異なっており、それに伴う分別ルールや受入条件の違いが課題のひとつとなる。これらのクリアすべき課題を抽出・整理したうえで、本地区における広域連携処理体制を構築するにあたり、相互に連携・補完し合える各市町の災害廃棄物処理計画の策定を視野に入れた検討を行った。

また、地区内における災害廃棄物の処理可能量が不足する場合は、構成市町と組合が協力して県との調整・連携を図り、より広域的な処理体制構築を検討する必要がある。



災害廃棄物対策における市町と組合の役割分担

モデル事業の効果

佐賀県東部地区を対象とした検討では、平常時の一般廃棄物処理を行う一部事務組合とその構成市町村が、平常時から災害廃棄物処理に関する連携と役割分担について共通の認識を持ち、災害発生時には迅速かつ確かな対応体制が取れるよう、地域としての災害廃棄物処理計画の案を示した。これは一部事務組合により一般廃棄物処理を実施している多くの自治体の災害廃棄物対応についてのモデルとなり得ると考えられる。

佐賀県東部地区の各構成自治体では、次年度（平成30年度）予算に計画作成費を計上して、災害廃棄物処理計画作成に具体的に着手することとなった。